

## 第5回 倫理委員会有識者懇談会 議事要旨（2022年8月24日）

### I 日時：

2022年8月24日（水）13：00～14：50

### II 場所：

日本公認会計士協会 4階会議室／オンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 有識者懇談会メンバー

（五十音順・敬称略）

八田進二（議長）、青克美、井上隆、梅津光弘、遠藤元一、大野和人、佐藤淑子、前原康宏、弥永真生、齊藤貴文（オブザーバー）

#### ○ 日本公認会計士協会（説明者）

茂木哲也（会長）、後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）、樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）

### IV 議事要旨：

#### 1. 倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」（非保証業務以外の項目）（公開草案）に対して寄せられたコメントへの対応について

担当副委員長から、2022年5月2日に公表した倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A（以下「Q&A」という。）」（非保証業務以外の項目）（公開草案）について、寄せられたコメントへの対応を中心に説明がなされた。

#### 【主なご意見】

- 報酬関連情報の開示に関するコメント④の対応の中で「報酬関連情報の開示が公に行われたものとみなすことができる」とあるが、「みなす」という言葉は、法令用語において反証を許さない非常に強い言葉である。報酬関連情報の開示に関するコメント⑥への対応では、似たような文脈で「我が国の開示に関する法令に従って報酬関連情報の開示が行われている場合には、倫理規則 R410.31 項各号に相当する開示が行われていると考えられる」という表現を用いているため、コメント④についても、「考えられる」又は「取り扱うことができる」といった表現に修正してはどうか。

（質問への回答）

- 表現について再検討させていただきたい。

- 公開草案に対するコメントは、監査役等がどのように報酬関連情報開示に向けて関わっていく

のかという内容が多い印象を受けた。監査役等とのコミュニケーションという言葉がキーワードになっているが、説明資料では、「コミュニケーション」ではなく「協議」という言葉が使われている。これは、あえて「協議」という言葉が使われたのか、又はコミュニケーションという言葉とほぼ同義であるのか。

(質問への回答)

- ▶ 「コミュニケーション」は、双方向を含めて情報の伝達という広い意味で使われているが、R410.30 項では、依頼人側に開示の有用性を伝え、その結果として依頼人の開示の有無に関する見解を得るといった目的があることから、倫理規則本文においても「協議 (discuss)」という言葉を使っている。なお、R410.30 項では、報酬関連情報を開示することが利害関係者の理解に資するとして、監査役等とそれに関する協議を図ってほしいという趣旨を記載している。

## 2. 倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」(非保証業務) (公開草案)の公表について

担当副委員長から、倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」(非保証業務)の公開草案について、説明がなされた。

### 【主なご意見】

#### <Q600-7-1>

- 監査人の独立性の確保という観点では、原則主義とはいえ、自己レビューという阻害要因に該当するかどうかの判断が適切に行われることが重要である。Q600-7-1 における(1)及び(2)の要件の適切な運用が重要であると考えられる。監査事務所における実務の適切な運用について、日本公認会計士協会に指導や鞭撻をお願いしたく、このような点をしっかり監督し、必要に応じて対外的にも示していくということを視野に入れることで、公認会計士の信頼性を高めることに繋がると考えられる。

#### <Q600-7-2>

- Q600-7-2 において、提供できない非保証業務の例が解説されている。どのような非保証業務であれば提供可能であるか、具体的な例についてはケースバイケースであり、例示は困難というご説明をいただいていたが、今後監査役等の了解の円滑化のために、提供可能な非保証業務をガイダンスで例示いただければと思う。
- 既に実務が先行している米国証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission: SEC) 登録企業においては、これまでも非保証業務の提供の可否に関して判断がされてきたと思われるが、どのような場合に非保証業務として提供可能なのか、その際の例があれば参考になるのではないかと。

(質問への回答)

- ▶ SEC と国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) では、非保証業務の提供可否の判断の仕方が異なる部分もあり、直接的に結びつけら

れるものではないが、参考にはなると考える。

#### <Q600-10-1、Q600-10-3>

- Q600-10-1 の解説において「そのような阻害要因が生じる場合でも許容可能な水準にある業務について「事前了解」リストを設けることが考えられる」とあるが、阻害要因が生じる場合でも許容可能な水準にあるというのは、どのような場合が想定されるのか。解説に補足が可能であればお願いしたい。

(質問への回答)

- 阻害要因は、自己レビューという阻害要因とそれ以外の阻害要因に分けて考えることになる。自己レビューという阻害要因が生じる可能性がある場合は非保証業務を提供できないが、自己レビューという阻害要因が生じる可能性がない場合であっても、自己レビュー以外の自己利益や擁護などの阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかについて検討し、それが除去できる、又はセーフガードを適用して許容可能な水準に抑えることができると判断されれば、提供可能となる。事前了解リストとは、包括的に提供可能と判断される業務を予め合意しておくことであり、このような趣旨で記載している。
- 非保証業務に関して、監査役等にとっては会計事務所等から通知を受ける情報の網羅性が担保されることが課題と考えている。特にネットワーク・ファームを介した海外の子会社の場合、会計事務所等がネットワーク・ファームを介して非保証業務に関する情報をどのような仕組みで収集しているのかが不明なため、網羅性を担保するための仕組みやシステムに関する情報が、会計事務所等から監査役等に提供されると、監査役等による了解の対応が円滑に進むと考える。

(質問への回答)

- 今回の倫理規則では、まず監査役等の了解のために必要な情報を会計事務所等が監査役等に提供することが大前提となるため、提供可能と判断したプロセスを含め監査役等に共有することになり、網羅性は担保されるものと考えられる。
- Q600-10-1 において「同意する場合」とあるが、「同意」という言葉は会社法でも使用されている。「同意」は監査役等の監査権限から由来する言葉であると誤解される可能性もあるため、例えば「異議がない」や「了解」に置き換えてはどうか。

(質問への回答)

- 読み手の誤解を招かないような文言を検討する。

#### <Q600-10-2>

- 非保証業務に関する監査役等とのコミュニケーションは、監査役等が会計事務所等の独立性を評価するための情報を提供するという目的があり、その観点からすると、事前に包括的な了解を得ていても、個々の業務を提供するに当たっては、監査役等に会計事務所等の独立性を評価するための情報が共有されない限り、その目的は達成できないと考える。親事業体の監査役等が了解し、子会社の監査役等に通知される、又は逆の場合が確実になされるか否かについては、会計事務所等としても注意を払わなければならないのではないかと考える。包括的に了解されていれば十分又は被監査会社が属するグループの中で割当てがされていれば十分と捉えることは、倫理

規則の要求事項の趣旨からすると不十分であると思われる。

(質問への回答)

- 包括的な承認を得ているから何も伝達しないということはないと考える。倫理規則の趣旨に沿ってプロセスを構築すべきと考えている。
- 会計事務所等が監査役等に了解を求めるに当たり提供する必要がある情報に関しては、倫理規則第 600. 21 A1 項に記載があるが、Q&A においても、具体的にどのような情報を提供すべきかが分かるよう、「倫理規則第 600. 21 A1 項参照」と記載するか、又は第 600. 21 A1 項以外にも追加的な例示を示してはどうか。

(質問への回答)

- 表現について検討する。

#### <Q600-10-4>

- Q600-10-4 にて、包括的な了解を「定期的に見直す」ことについて、「定期的」とは、どの程度の期間と考えればよいか例示を示してはどうか。

(質問への回答)

- どの程度の期間とするかについては、非保証業務が提供される頻度や当該業務の規模等により異なるため、「定期的」という記述としている。
- 「包括的に了解を得る方法については、定期的に見直し」とあるが、定期的な見直し以外にも、必要に応じて見直すべきであるため、そのような文言を追加してはどうか。

(質問への回答)

- 表現について検討する。
- 監査役等の了解を得るための手続が煩雑ではないかと危惧していたが、Q600-10-4 及び Q600-10-5 において、包括的な了解や親事業体での了解が示されたことで、実務上、非常に明確になり歓迎している。

#### <Q600-10-8>

- Q600-10-8 では「非保証業務の提供に対する監査役等の事前の了解は、会計事務所等からの依頼に基づく事実上の行為であり」とあるが、監査役等も善管注意義務を負うため、不適切な同意や了解を行った場合、監査役の法的責任は問われると思われる。「会社法上の権限ではないものの」というニュアンスを含む表現が適切ではないか。

(質問への回答)

- 適切な文言を検討する。

#### <スケジュール>

- 非保証業務に関する規定については、今後、実務の状況もみながら、様々な利害関係者を交えて議論を進めていく必要があると思われる。9月に公開草案を公表し、12月に確定版を公表するとともに、1年程度の猶予規定も設けていると理解しているが、適用までの期間が少し短いように思う。

### <その他>

- 事前了解は社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity：PIE）が対象となるが、PIE の範囲に公認会計士法上の大会社等が含まれると倫理規則において定められており、例えば負債総額が 1000 億円以上となると、株式会社形式の特別目的会社などの場合、必ずしも社会的影響度が高いとは考えられない事業体も対象に含まれてしまうケースもあると聞いている。海外では PIE に該当しないが日本では該当するという例が出てくる懸念があるため、これについて対応が可能であれば対応いただきたい。

（質問への回答）

- IESBA 倫理規程における PIE に関する規定の改訂が確定しており、今後倫理規則において反映していく予定であるが、IESBA で定めているカテゴリーを精緻化しつつ、ご指摘いただいた点も含めて検討する。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上